衛星航法補助施設	十五万千五百円
衛星経由送信型衛星航法補助施設	
地上直接送信型衛星航法補助施設	
航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	八十一万六千六百円
その他の場合	六万千五百円

を

衛星航法補助施設	十四万七千円

に改め、同表第五号中

衛星航法補助施設	
衛星経由送信型衛星航法補助施設	十四万七千円
地上直接送信型衛星航法補助施設	
航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	八十六万四千九百円
その他の場合	十万九千八百円

を

衛星航法補助施設	
衛星経由送信型衛星航法補助施設	
地上直接送信型衛星航法補助施設	
航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	
その他の場合	

に改める。

附　則

この政令は、令和二年三月二十三日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第十一号

生産性向上特別措置法施行令（平成三十年政令第百八十一号）第一条の規定に基づき、生産性向上特別措置法施行令第一条各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める数等を次のように定める。

令和二年三月十三日　内閣総理大臣　安倍　晋三

生産性向上特別措置法施行令第一条各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める数等を定める内閣府令

（令第一条各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める数）

第一条　生産性向上特別措置法施行令（以下「令」という。）第一条各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める数は、百人とする。

（令第一条各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める金額）

第二条　令第一条各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める金額は、十万円とする。

（令第一条第三号に規定する内閣府令で定める情報）

第三条　令第一条第三号に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一　保険金の支払の実績

二　保険金の支払の実績に応じた保険料の割引率その他の保険料の割引又は割戻しに関する情報

三　保険事故の発生の抑制に資する一定の人的関係を構築するための情報

附　則

この府令は、生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第四十三号）の施行の日（令和二年三月十三日）から施行する。

府令・省令

○内閣府令、総務省令、文部科学省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令、第一号

原子力規制委員会規則

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）及び生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第四十三号）の施行に伴い、生産性向上特別措置法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年三月十三日　内閣総理大臣　安倍　晋三
公正取引委員会委員長　杉本　和行
個人情報保護委員会委員長　丹野美絵子
総務大臣　高市　早苗
法務大臣　三好　雅子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
原子力規制委員会委員長　更田　豊志

生産性向上特別措置法施行規則の一部を改正する命令

生産性向上特別措置法施行規則（平成三十年内閣府令、総務省令、法務省令、公正取引委員会規則、個人情報保護委員会規則、文部科学省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令、第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報処理推進機構等による調査の結果の通知）	（情報処理推進機構等による調査の結果の通知）
第十七条　生産性向上特別措置法施行令（以下「政令」という。）第八条の主務省令で定める様式は、様式第三十六とする。	**第十七条**　生産性向上特別措置法施行令（以下「政令」という。）第七条の主務省令で定める様式は、様式第三十六とする。
（国の機関等によるデータの提供の手数料）	（国の機関等によるデータの提供の手数料）
第十九条　政令第六条第三項の主務省令で定める書面は、様式第四十二により、前条第三項、第八項又は第十三項の通知書に記載された内容に基づいて、データの提供の方法、データの提供の時期その他データの提供に必要な事項を記載した書面とする。	**第十九条**　政令第五条第三項の主務省令で定める書面は、様式第四十二により、前条第三項、第八項又は第十三項の通知書に記載された内容に基づいて、データの提供の方法、データの提供の時期その他データの提供に必要な事項を記載した書面とする。